

藤沢市道路占用料徴収条例の一部改正について
藤沢市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
藤沢市道路占用料徴収条例（昭和39年藤沢市条例第57号）の一部を次のよう
に改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）
第39条及び第73条の規定による道路の占用料及びその延滞金の徴収につき、
必要な事項を定めるものとする。

第9条中「相当する金額」の次に「（当該5倍に相当する金額が50,000円を
超えないときは、50,000円）」を加え、同条を第10条とする。

第8条中「市長が」を「規則で」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第1号中「道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」とい
う。）第18条に規定する事業以外の国の」を「法第39条第2項ただし書に規定
する」に改め、同条第6号中「街灯」の次に「，防犯灯」を加え、同条を第6条と
する。

第4条第1項を次のように改める。

占用料は、当該占用に係る許可をした日の翌日から15日以内に、市長の発す
る納入通知書により一括して徴収する。

第4条第3項中「，法第32条第1項又は第3項の規定による許可を受けた者

(以下「占有者」という。))」を「占有者」に改め、「ときは、」の次に「納期限を別に定め、又は」を加え、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(占有料の徴収)

第2条 市長は、法第32条第1項若しくは第3項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定による許可を受けた者(以下「占有者」という。)から、次条に規定する占有料を徴収する。

別表中	を	「	1,370円	に,	「	1,650円
		2,140円	2,540円			
		2,900円	3,420円			
		930円	1,480円			
		1,500円	2,360円			
		2,070円	3,240円			
		160円	150円			
		21円	20円			
		10円	10円			
		1,580円	1,450円			
		1,070円	890円			
		2,430円	2,950円			
		1,170円	1,240円			
		11,660円	8,400円			
		1,390円	2,070円			
		」	」			

「 法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	180円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		200円
	外径が0.15メートル以上0.2メー		220円

	トル未満のもの		
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		340円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		710円
	外径が1メートル以上のもの		1,630円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,860円

を

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	70円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		90円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		140円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		180円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		270円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		360円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		620円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		890円
	外径が1メートル以上のもの		1,770円

に,

法第32条第1項第3号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	2,950円
法第32条第1項第4号に掲げる施設		2,070円

Aに0.003を乗じて得た額	を	Aに0.004を乗じて得た額	に,
Aに0.005を乗じて得た額		Aに0.007を乗じて得た額	
Aに0.006を乗じて得た額		Aに0.008を乗じて得た額	
5,380円		4,200円	
2,690円		2,520円	
3,020円		1,480円	
87円		30円	
970円	840円		

「政令第7条第1号」を「道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「政令」という。）第7条第1号」に、

地下道広告板		表示面積1平方メートルにつき1月	1,460円	を
看板類	一時的に設けるもの		970円	
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	6,460円	

看板類	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	840円	に,
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	5,880円	

120円	90円
------	-----

970円		840円
2,330円		2,360円
97円		90円
970円	を	840円
7,770円		5,880円
3,880円		2,940円
970円		840円
270円		300円

政令第7条第6号に掲げる施設	建築物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.013を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.006を乗じて得た額		
政令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物				
政令第7条第9号に掲げる器具				Aに0.018を乗じて得た額

政令第7条第6号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
政令第7条第7号に掲	建築物		

掲げる施設並びに第8号に掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの	Aに0.02を乗じて得た額	に改め
政令第7条第9号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額	
	上空に設けるもの	Aに0.014を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額	
政令第7条第10号に掲げる器具		Aに0.028を乗じて得た額	
政令第7条第11号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額	
	上空に設けるもの	Aに0.014を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額	

る。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、道路法（昭和27年法律第180号）の規定により道路の占用の許可を受け、かつ、当該許可に係る期間のうち同日以後の期間に係る占用料を納付している者の当該納付している期間に係る占用料については、改正後の藤沢市道路占用料徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、道路法施行令が改正され国の道路占用物件の区分が変更されたこと、現在の地価を本市の道路占用料に反映させること及び道路占用料の徴収方法を県内の他の自治体の徴収方法に合わせて改める等の必要による。